

定着した集団転作

球根など四七ヘクタール

昭和四十五年度から実施された米生産調整対策は今年で三年目を迎え、休耕は昭和四十八年まで、転作は昭和五十年まで対象とすることが政府閣議決定がなされていることはご承知のとおりであります。本村では今年度の目標数量の配分を三月二十三日に農家組合長を通じて行なった。

五月三十一日を以って実施計画の締切を行ない、計画書のとりまとめ事務を進めてきた。その結果目標配分数量一、〇八六トンに対し、計画数量で三三二トン、達成率で三四・三％に達し、昨年の実績より若干下廻る程度となった。

このような実施計画にもつきまわ六月二十六日から四日間の日程で、部落農家組合長、損害評価員、食糧事務所長らの協力を得て、六班の確認班を編成して、二〇〇筆の設計協議には万全を期す。

設計協議には万全を

新幹線対策

協議会が発足

過日、開催された関係部落及び土地改良区の代表者、二十数人が出席して、上越新幹線に関する全体協議が開催され、設計協議やその他、諸々の問題を効果的かつ万全を期す為、対策協議会を結成してはという問題が提起され、去る、七月六日正式に上越新幹線対策協議会が発足した。

策協議会が発足した。会長には板井部落の久保田五助氏が選任された。今後の問題に対処していくことになった。これらは上越新幹線の工事施行に関する公害等、あらゆる問題提起し協議を進めていくものである。さつき、二十日には各委員が各々の部落から要望などを取りまとめ鉄道建設公団に交渉することとなった。

役員及び各部落の代表者は次の方々です。

敬省略
会長 久保田五助(板井) 副会長

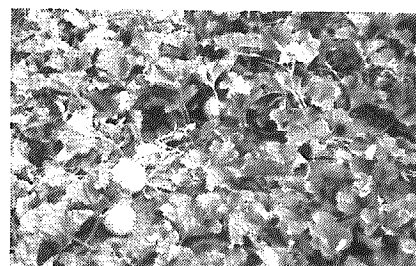
り従来のように米作オンリーの考え方に僅かながら改善のきざしが見られる。転作目録では野菜がトップをしめ品目数は三十数種類に及んでいる。次いで球根が順調に伸び九ヘクタール確認された。生産調整特別実施状況は調整面積七一・二ヘクタール、うち個人休耕二四・二ヘクタール、普通転作一九・九ヘクタール、集団転作二・九ヘクタール、永年転作〇・二ヘクタール、奨励補助金総額二、九三九万円、うち概算一、五一一万円が八月中旬頃各金融機関を通じて支払われる予定で、精算は十二月下旬頃支払われることになりす。

黒 小講堂を建設 体育活動の充実をはかる

昭和四十七年度より中学校における、クラブ活動は必修科目となり、以前より狭隘で不便を感していたところであり最近の体育

長 渡辺関蔵(木場新田) 同、藤橋十三男(山田上) 同、笹川盛(鳥原本村) 会計、安藤忠治(金巻) 監査、長谷川権六(鳥原新田) 同、風間誠三郎(柳作) 各部派代表者

岡田幸男(板井) 渡辺関蔵(木場新田) 安藤忠治(金巻) 長谷川権六(鳥原新田) 米山精作(鳥原本村) 風間誠三郎(柳作) 藤橋十三男(山田上) 内藤春男(山田下) 土地改良代表 武田源助 川会長七



田んぼにメロン、生育も上々

クラブ活動の実施にあたっては、体育館だけで収容できず、階上・階下の廊下まで使用しておる現状であり、安全教育の面からしても問題があり早急に体育館の増築を余儀なくされていた所であり、当初第2体育館の構想もありました。が、校舎が狭いことや、日照権等の問題で、現在の技術教室を三階建にして小講堂として、併せて現在生徒昇降口を改修し体育クラブ活動に使用できるよう、建設改修するもので、去る六月二十七日、指名競争入札を行ない、落札者がなかった為、最低金額を示した宮川組に決定し、臨時議会で承認された。

○総工費費 一千四百五十万円



工事の初まった黒中小講堂

○総面積 二二七坪昇降口含まず
○工事施行者 宮川組
○完成年月日 47年10月15日

結立温泉を復活 公衆浴場を再建

このたび関係住民の強い要望により結立温泉の公衆浴場が再建されるはこびとなった。

昔から結立温泉の温は皮膚病やリュウマチなど効果があるということでも有名であったが近年のレジャーブームの出現により、繁栄していた結立温泉はPR不足も手伝い名温はさびれ、一方では唯一の公衆浴場も老朽化が甚しく数年前に解体されたままになっていた。

これを惜しみ昔を知る地元住民はこの温泉を復活させ村の貴重な社会資源として役立てたいという強い要望と事業に役立てたいという結果、さる、七月三日の臨時議会において、総額六百万円で、現在ある「黒崎荘」に並列して建設することが決定された。

福祉年金の大巾改善!!

福祉年金には老齢、障害、母子、準母子がありますが、なかでも一番多い老齢福祉年金は満七〇歳を迎えた翌月から受給できます。しかし福祉年金には所得制限があり受給者本人、配偶者、扶養義務者(父母、子、孫等)の所得が法定定められた所得以上の場合はそのつど一年間支給が停止されます。(表3を参照)

また公的年金(厚生年金、共済年金等)を受給されているため福祉年金が併給できない方もあります。これらの制限によって支給を受けられない人がなくなるように毎年緩和されており、本年は戦争公務による扶助料(恩給)を受けている場合は中尉以下であれば全額支給、これ以下の位の扶

表1 改正される年金額

福祉年金	年金種別	47年10月より	
		改正前	改正後
老 齢	年金額	(2,300)	(3,300)
	障害	27,600	39,600
	障 害	(3,400)	(5,000)
	母 子	40,800	60,000
母 子	年金額	(2,900)	(4,300)
	準 母 子	34,800	51,600
準 母 子	年金額	(2,900)	(4,300)
	母 子	34,800	51,600

(内は月額)

表2 公的年金の供給限度額 (47年10月から)

○戦争公務によるもの
中尉以下、福祉年金を全額併給
○一般の公的年金(厚生年金等)
併給限度額……6万円
(6万円) - (公的年金額)
= (福祉年金併給額)

助料二つ以上併給している場合(戦死者が二人以上いるなど)も全額支給されることになりました。また厚生年金や共済年金を受給されている場合は公的年金との差額が福祉年金として支給されます。(表2を参照)この緩和措置によって本年では昭和三十八年と約半分に減っており、いままではこれらの制限に該当するため請求できなかった人も今年からは受給できるようにも申請されるようご連絡申上げます。

申請に必要なものは印かん、住民票および戸籍の抄本、その他公的年金を受給されている方はその証書をお持ちください。

なお、不明の場合は役場厚生課までおいでください。

表3 改正される所得制限限度額

扶養親族の数	本人所得制限限度額		配偶者、扶養義務者の所得制限の限度額
	老齢、障害福祉年金の受給権者	母子、準母子福祉年金の受給権者	
人0	380,000円	1,075,750円	1,403,625円
1	505,000	1,210,750	1,598,625
2	640,000	1,345,750	1,733,625
3	775,000	1,480,750	1,868,625
4	910,000	1,615,750	2,003,625
5	1,045,000	1,750,750	2,138,625

こんな年金を 使っていますか

年金を沢山貰いたいという希望者が多いことから、国民年金のなかにも所得比例制(加算年金)がもうけられました。

このしくみは、国民年金保険料(定額分)月額五〇〇円のほかに所得比例(加算年金)分として月額三五〇円を納めていた上で、その分だけ多く年金が受けられるものです。長い老後を大切に豊かにすごしていくためには所得比例(加算年金)の加入をお勧めいたします。

所得比例(加算年金) 保険料 月額 三五〇円

180日×毎月17日課金=年納 3240円

受給年金額の計算例

180日×毎月17日課金=年納 3240円

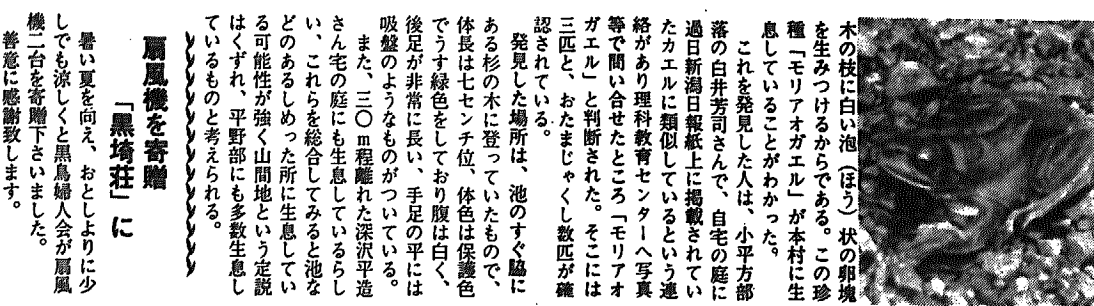
二五年掛けた場合の例

なければなりません。加入できない者 国民年金五年年金の被保険者又は保険料の免除を受けている者は加入できません。

加入手続は役場厚生課年金係まで申請届出して下さい。

「モリアオガエル」 本村にも生息

「モリアオガエル」といわれてもどんなカエルかなと思われるでしょう。これは生きた化石といわれるオオサンショウウオ、テノイルカ、カサガエルと並んで珍種である。珍種といわれるわけは、普通のカエルと違って、山間地の



親がする無理な横断子がまねる〔歩行者向け〕

一生を事故で泣くまい泣かすまい〔運転向け〕